

令和7年度の補助制度案について



恵那市公式キャラクター エーナ

令和7年2月7日
建設部リニア都市計画局建築住宅課

1. 前回までの委員会

【恵那市の耐震化率】

・全国 87% ・岐阜県83% ・**恵那市69.2%**

【前回の委員会で検討した制度】

(1) 補助対象の拡大

- ① 建て替え
- ② 耐震シェルター

(2) 負担の軽減

- ① 補助金代理受領
- ② 安価な耐震工法

(3) 制度改善

- ① 補助金繰越・分割
- ② 補助率等の拡充

【委員会内での意見】

耐震シェルター

建て替え需要少

リフォーム＋耐震

事業者選定(代理受領)

補助金繰越・分割

増築要件緩和

子どもへの啓発

市民への問題提起

(1)補助対象の拡大

耐震シェルター

- ・県内10市町で耐震シェルター等の補助を実施
- ・恵那市を含め、3市で制度創設を検討中
- ・岐阜県も補助金交付要綱を変更予定



・R7年度引き続き検討

建て替え需要少

- ・都会に比べ、住宅が大きい
- ・リフォームと耐震改修工事を同時に施工することにより、工事費が増加する

耐震+リフォーム



R8) リフォームローン利子補給金(商工課)

(2)負担の軽減

補助金代理受領

- ・東濃では、多治見市、中津川市で実施
- ・恵那市では耐震改修工事費補助金だけではなく、ほかの補助金でも代理受領を検討
- ・他市では、耐震関係の補助金だけを代理受領の対象とした要綱



・R7年度引き続き検討

安価な耐震工法

- ・コストダウンのためには、余分な工事をしない
- ・最新の工法の活用



R7)講習会の開催

(3)制度の改善

補助金繰越分割

- ・基本的に耐震改修工事を繰越OKで補助している市町村はない
- ・国の制度では可能 → 国の補助金はもらえる
県の制度では不可 → 県の補助金もらえない



・R7年度引き続き検討

補助率等の拡充

- ・近年の物価・人件費の高騰への対応
- ・国の最新の補助メニューの採用



R7) 補助金上限の拡充

増築の取り扱い

- ・法的な制約により、原則補助対象とならない
- ・構造上別棟であれば、補助対象の可能性あり

2. 令和7年度の補助制度案について

●新たな制度

1. 木造住宅耐震改修工事費補助金の拡充
2. 旧耐震住宅除却費補助金の新設
3. 安価な耐震化工法の普及・促進
4. リフォームローン利子補給金の新設（商工課）

●今後の検討課題

1. 耐震シェルター補助金
2. 補助金代理受領制度
3. 木造住宅耐震改修工事費補助金の繰越・分割

2. 新たな補助制度①

木造住宅耐震改修工事費補助金の拡充

現在 : 補助対象経費の上限200万円に対し、補助金は7割
(上限140万円)



R7年度 : 補助対象経費の上限200万円に対し、**補助金上限157.5万円**

工事費	補助率	補助金	負担割合		
			申請者	国	県・市
143.75万円以下	9割	129.3万円	工事費の1割	工事費の4割	工事費の5割
200万円以下	—	57.5万円 +50%	工事費の5割 —57.5万円	57.5万円	工事費の5割
200万円超	—	157.5万円	経費—157.5 万円	57.5万円	100万円



木造住宅耐震改修工事費 補助金算出例

工事費	国費	県費	市費	申請者	補助金	補助率
1,500	575	300	450	175	1,325	約88%
1,600	575	300	500	225	1,375	86%
1,700	575	300	550	275	1,425	84%
1,800	575	300	600	325	1,475	82%
1,900	575	300	650	375	1,525	80%
2,000	575	300	700	425	1,575	79%

2. 新たな補助制度②

旧耐震住宅除却補助金の新設

耐震性の低い住宅の除却に対して補助金を交付

●補助の主な条件

- ・ 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- ・ 市が行う木造住宅無料耐震診断を受け、その結果が評点1.0未満

●補助金の額

- ・ 補助対象経費の23%、**補助金の上限83.8万円**
 - ・ 住宅の除却→旧耐震住宅が減少
 - ・ 旧耐震住宅の建て替えの促進
 - ・ 補助金があることによって、空き家の減少にも繋がる
- 耐震化率の向上

2. 新たな補助制度③

リフォームローン利子補給金の新設（商工課）

耐震改修工事とあわせてリフォーム工事を行うことが多く、
そのため工事費が高額になり、金融機関から融資を受ける場合、
1年分の利子に対する補給金を交付する

●補助の主な条件

- ・市内の事業者が施工する工事
- ・高額な工事費で耐震改修工事を断念する所有者の負担軽減

2. 新たな補助制度④

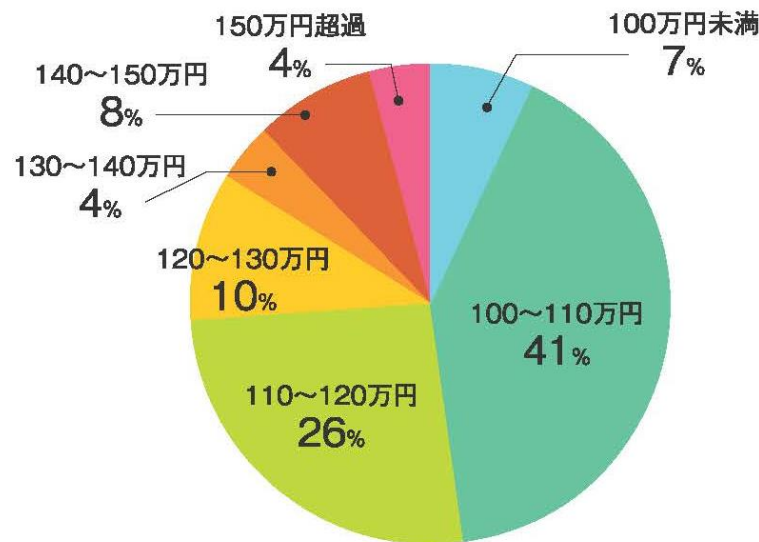
安価な耐震化工法の普及・促進

「木造住宅耐震リフォーム達人塾」の開催（2/17）
（名古屋工業大学高度防災工学研究センター共催）



- ・ 耐震改修工事のコストダウン
- ・ 生活している人に配慮した設計
- ・ 新しい合理的な耐震改修工法の習得

改修工事費（H28～30年度）



2. 令和7年度の補助制度案について

●新たな制度

1. 木造住宅耐震改修工事費補助金の拡充
2. 旧耐震住宅除却費補助金の新設
3. 安価な耐震化工法の普及・促進
4. リフォームローン利子補給金の新設（商工課）

●今後の検討課題

1. 耐震シェルター補助金
2. 補助金代理受領制度
3. 木造住宅耐震改修工事費補助金の繰越・分割

3. 今後の検討課題①

耐震シェルター補助金（新規）

耐震シェルター・防災ベッドに対して補助金を交付。

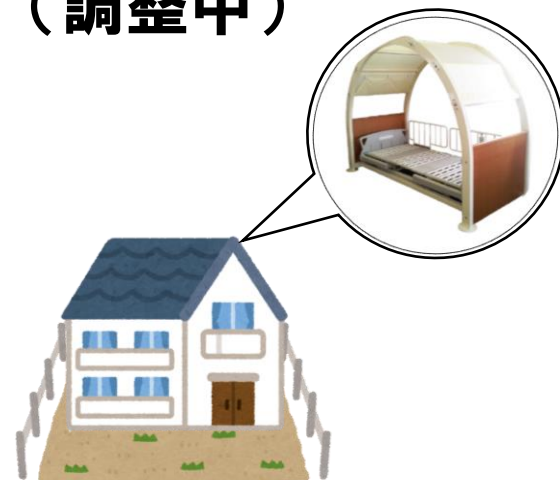
県→令和7年度に向けて補助金制度新設を検討。

●補助の主な条件

- ・ 相談士が行う耐震診断の結果、評点が1.0未満
- ・ 1階部分に設置するもの
- ・ 県の補助金交付要綱別表に掲げるもの（調整中）

●検討課題

- ・ 補助対象とするシェルター等について



3. 今後の検討課題②

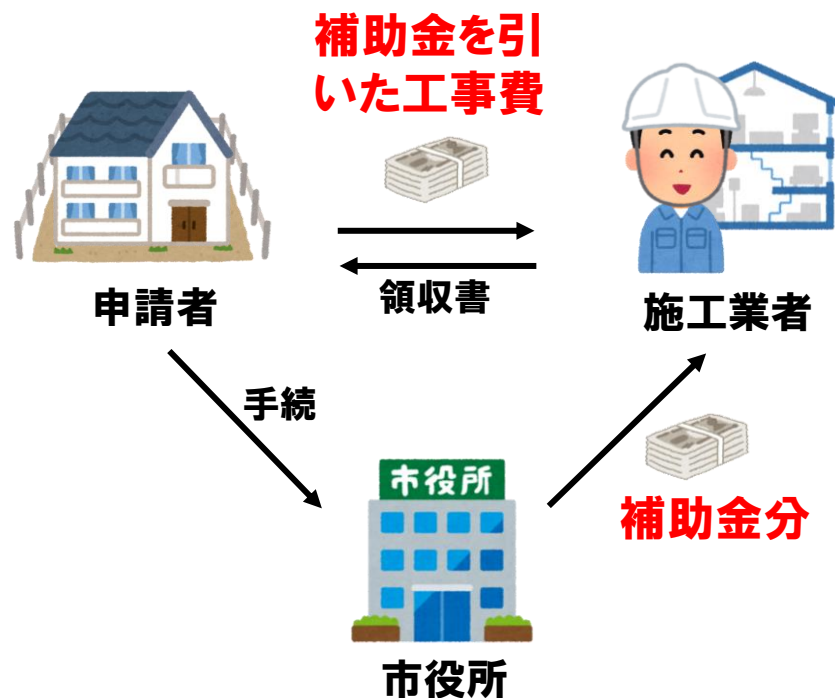
補助金代理受領(新規)

本来、事業完了後に交付する補助金を市が直接事業者を支払う。

→ **金銭面での一時的な建替が無い。**

●検討課題

・市役所内部の調整



3. 今後の検討課題

木造住宅耐震改修工事費補助金の分割・繰越

【課題】

繰越・分割制度を利用した際、申請者が次年度に必ず継続して工事を行う担保が取れない(手続→繰越→事業中止のリスク)。

【対応策】

次年度継続工事の方法検討

国・県(県担当者確認)
繰越に伴う事業中止のリスクがあるため、**補助金の対象外**。

市単独補助の検討

- 要綱上、分割しての実施制限なし。
 - 法律・市補助金交付規則の規制なし。
 - 市の別補助金にて事例あり。
- 例規上、市単独の補助は可能。**
→課題: 予算等の調整。
国・県補助との区分け必要。

2. 補助制度の拡充①

木造住宅耐震改修工事費補助金の拡充

現在：補助対象経費の上限200万円に対し、7割補助（上限140万円）



R7年度：補助対象経費の上限200万円に対し、補助金上限157.5万円

例1）補助対象経費143.75万円の場合、補助金は9割

補助金 143.75万円 × 0.9 = 129.3万円

例2）補助対象経費200万円の場合

① $200 \times 0.4 = 80\text{万円} > 57.5\text{万円}$

② $200 \times 0.5 = 100\text{万円}$

補助金 ① + ② = 157.5万円